

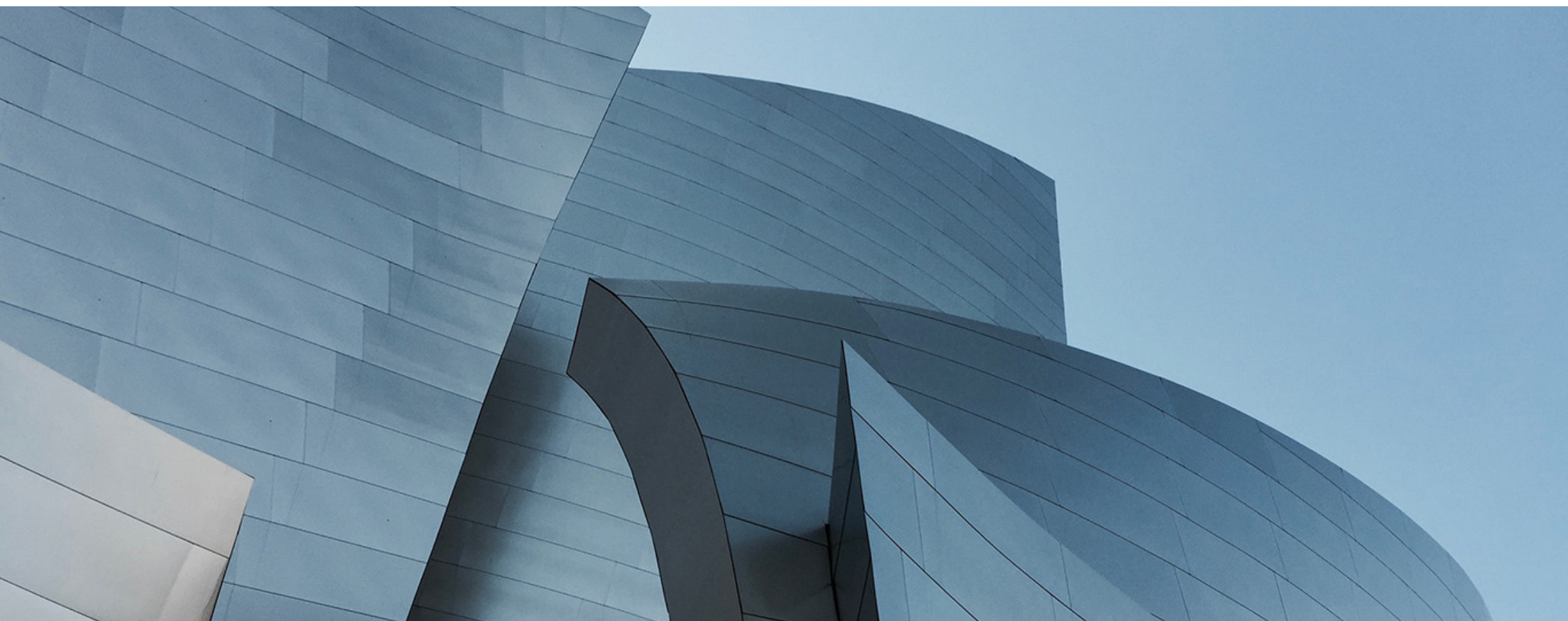


2022年7月

第3次アジェンダ協議

フィードバック・ステートメント

国際会計基準審議会



フィードバック・ステートメント

目次

	開始ページ
背景	3
フィードバックに対するの IASB の対応の要約	4
2022 年から 2026 年の IASB の活動の戦略的方向性及びバランス	6
潜在的なプロジェクトの優先順位を評価するための規準	21
2022 年から 2026 年の IASB の作業計画に追加すべき新たなプロジェクト	23
現在の作業計画についてのコメント	34
その他のフィードバック	36
付録	42
重要情報	49

背景

IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」(「ハンドブック」)¹は、国際会計基準審議会 (IASB) が活動及び作業計画についての公開協議を 5 年ごとに行うことを要求している (アジェンダ協議)。第 3 次アジェンダ協議の目的は、次のことについて意見を集めることであった。

- IASB の活動の戦略的方向性及びバランス
- 作業計画に追加することが考えられる財務報告上の論点の優先順位を評価するための規準 (潜在的プロジェクトの優先順位の評価規準)
- IASB の作業計画において優先順位を与えることが考えられる新たな財務報告上の論点 (潜在的プロジェクト)

2021 年 3 月に、IASB は情報要請 [「第 3 次アジェンダ協議」](#) (情報要請) を公表した。

このフィードバック・ステートメントは、IASB の第 3 次アジェンダ協議の概要を示し、そこからのフィードバックを要約している。この文書は当該フィ

ードバックに対しての IASB の対応も示している。

公開協議

- IASB の情報要請は、2021 年 3 月に、2021 年 9 月に終了した 180 日のコメント期間で公表された。
- 合計で、IASB はすべての地域にわたる広範囲の利害関係者から 124 通のコメントレターとオンライン・アンケートに対する 37 件の回答を受け取った。
- 財務諸表利用者 (利用者) は、16 通のコメントレターを提出し、そのうち 7 名が IASB のオンライン・アンケートに回答した。
- IASB のメンバー及びスタッフは、約 90 の法域からの利害関係者との 74 件のアウトリーチ・イベント (利用者との 26 件のアウトリーチ・イベントを含む) に参加した。
- 2021 年 11 月から 2022 年 4 月に、IASB はフィードバックを検討し、2022 年から 2026 年についての優先事項を設定した。

¹ [IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」](#) 参照

フィードバックに対しての IASB の対応の要約

IASB の活動の戦略的方向性及びバランス

IASB は主要な活動についての現在の焦点レベルをおおむね変更しないことを決定したが、下記についての現在の焦点レベルを少しだけ増大させることを決定した。

- デジタル財務報告
- IFRS 会計基準（会計基準）の理解可能性及びアクセスのしやすさ（これらは会計基準の一貫した適用を間接的に支援することとなる）

その結果、IASB は新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正についての現在の焦点レベルを少しだけ減少させることも決定した。

潜在的プロジェクトの優先度の評価規準

潜在的プロジェクトの優先順位について決定するにあたり、IASB は情報要請において評価規準のリストを使用した（21 ページ参照）。

IASB の作業計画

利害関係者は IASB に、IASB は新たなプロジェクトを開始する前に、すでに進行しているプロジェクトを進めるべきであるという強いメッセージを送った（付録 D 参照）。このフィードバックに合わせて、IASB は現在の作業計画にあるプロジェクトについての作業を継続することを決定した。

利害関係者の対応能力及び IASB 自身の対応能力を考慮して、IASB は次のように決定した。

- 2022 年から 2026 年についてのリサーチ・プロジェクト・パイプラインに、これら 2 つのプロジェクトを追加する。
 - 無形資産 — このプロジェクトは、IAS 第 38 号「無形資産」を包括的にレビューすることになる。
 - キャッシュ・フロー計算書及び関連事項 — 初期的な作業の一部として、IASB は、本プロジェクトは IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」を包括的にレビューすることを目指すべきか、よりの絞った改善を行うことを目指すべきかを検討することになる。
- 財務諸表における気候関連のリスクについてのプロジェクトを維持管理プロジェクト・パイプラインに追加する。本プロジェクトは、このトピックに関してコメント提出者に指摘された会計事項を検討し、会計基準の狭い範囲の修正が必要かどうかを決定する。

フィードバックに対しての IASB の対応の要約（続き）

IASB はまず、すでに進行中の作業（緊急を要する作業があればそれも）に焦点を当てる。これは、IASB は新たなプロジェクトを直ちに大きく進めることはしないことを意味する。

IASB は、追加的な対応能力が利用可能となる場合に作業計画に追加し得るプロジェクトの予備リストを作成することも決定した（24 ページ参照）。

予備的リストは 2 つのプロジェクトで構成される。

- 事業セグメント（31 ページ）
- 排出物価格設定メカニズム（31-32 ページ）

付録 A は、2022 年から 2026 年の IASB の作業計画に追加すべき新たなプロジェクトについての IASB の決定を説明している。

IASB と ISSB の作業のつながり

2021 年 11 月 3 日に、IFRS 財団評議員会（評議員会）は新しい基準設定審議会である国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の創設を発表した。

IASB は会計基準を設定し、ISSB は IFRS サステナビリティ開示基準（サステナビリティ開示基準）を設定する。会計基準は、企業が財務諸表をどのように作成するのを示す。サステナビリティ開示基準は、企業が企業価値を創造する上で助け又は妨げとなる可能性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会を企業がどのように開示するのを記述する。この 2 つの基準セット（IFRS 基準）は、投資者に情報ニーズを満たすためのつなげられた財務報告パッケージを提供することを意図している²。

情報要請は ISSB の創設前に公表されたため、IASB は ISSB の創設が IASB の作業にどのように影響を与えるのを議論していなかった。しかし、2022 年から 2026 年の優先度に関する決定を行うにあたり、IASB は ISSB との協力の可能性がある領域を識別した。両者が要求する IFRS 基準及び報告が補完的となるようにするのに役立つためである。IASB は、IASB の既存の活動とともに、そうした ISSB との協力を支援するために若干のリソースが必要となると決定した（36-37 ページ及び付録 B 参照）。

各国の基準設定主体との協調

IASB は各国の基準設定主体が提供する支援から便益を受けており、こうした関係を深め拡大することを図る。IASB は、各国の基準設定主体とのパートナーシップの強化は次のことに焦点を当てるべきであると考えている。

- IASB の作業の品質を引き続き支えること（例えば、フィードバック及び利害関係者との対話を通じて）
- IASB の基準設定を促進すること（例えば、あるプロジェクトのリサーチ・フェーズの間に）

² 情報要請及びこの文書の全体を通じて、「企業（companies）」という用語は、財務諸表を IFRS 会計基準又は IFRS for SMEs 会計基準に準拠して作成する企業を指すが、「投資者」という用

語は、財務諸表の主要な利用者を指しており、これは「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）において、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者とし

て定義されている。

① 2022 年から 2026 年の IASB の活動の戦略的方向性及びバランス

背景
<p>今回のアジェンダ協議の目的の 1 つは、IASB の活動の戦略的方向性及びバランスに対しての利害関係者の意見を集めることであった。利害関係者がフィードバックを提供するのに役立つため、情報要請は IASB の 6 つの主要な活動のそれぞれの概要とそれぞれの活動に対しての現在の焦点レベルを示していた。主要な活動とは次のものである。</p> <ul style="list-style-type: none">● 新たな会計基準書を設定し、会計基準の大規模修正を行うこと● 会計基準を維持管理し、会計基準の一貫した適用を支援すること● IFRS for SMEs 会計基準を開発し維持管理すること● デジタル財務報告を支援すること● 会計基準が理解可能でアクセスしやすいことを確保すること● 利害関係者と対話すること <p>情報要請は、IASB が各活動の中でさらに何を行う余地があるのかの例を示していた³。</p>

コメント提出者への質問
<p>IASB は利害関係者に次のことを質問した。</p> <ul style="list-style-type: none">● IASB は、主要な各活動について、現在の焦点レベルを増大、不変、減少のいずれとすべきか。IASB はまた、主要な各活動の中で増大又は減少させるべき作業の種類を明示することも利害関係者に求めた。● IASB は、作業の範囲内で他の活動に取り組むべきか⁴。

IASB はこの質問に対してのフィードバックについて 2021 年 11 月の会議で議論した（当該会議についての [アジェンダ・ペーパー](#) 参照）。

³ 情報要請は、評議員会が ISSB の創設を発表する前に公表されたので、IASB は ISSB の創設が IASB の作業にどのように影響を与えるのかについて議論していなかった。

⁴ コメントした回答者は、IASB の 6 つの主要な活動は十分かつ適切であると述べ、追加的な活動を提案しなかった。したがって、IASB は作業の範囲内で新たな活動を開始しないと決定した。

1. 新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正

何に関する事なのか

この活動の中で、IASB は次のことを行っている。

- 新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正をリサーチ及び基準設定のプロジェクトを通じて開発している。
- 新たな会計基準書及び大規模修正の適用後レビュー（PIRs）を実施している。

現在の焦点レベル： 40-45% ⁵

フィードバック

多数のコメント提出者は、IASB は新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正に対する現在の焦点レベルを減少させるべきであると述べた。彼らの見解は、次のような理由からである。

- 利害関係者は、専門性を高めること及び新たな主要な会計基準の適切な適用のための十分な時間を作ることに、比較的平穏な期間を必要とする。
- IASB は他の優先度の高い活動にリソースを配分する必要がある。
- たとえ IASB が現在の焦点レベルを減少させるとしても、利害関係者が識別する最も重要で緊急性のある問題に対処するための十分な対応能力を依然として有しているはずである。
- サステナビリティ開示基準を導入し、ISSB の作業に関与することは、作成者は今後数年間 IASB と対話する能力が少なくなることを意味する。
- 会計基準は安定的なプラットフォームとなっており、会計基準が意図されたとおりに機能しているならば、即時の修正や追加のガイダンスの必要はない。

(次ページに続く)

⁵ IASB の 6 つの主要な各活動についての焦点レベル（情報要請に含まれていた）は、過去 3 年間に主要な各活動に配分されたリソースの見積りを使用して決定した。

(続き)

1. 新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正

フィードバック (続き)

多数の他のコメント提出者は、IASB は新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正に対する現在の焦点レベルを不変とすべきであると述べた。彼らの見解は、次のような理由からである。

- IASB は、市場の進展への敏感さを保ち、発生する可能性のある緊急の問題に速やかに対応するために、現在の焦点レベルを維持する必要がある。
- IASB の現在の作業計画にあるプロジェクト、所要の適用後レビュー及びこうしたレビューから生じる基準設定活動は、新たな会計基準書及び大規模修正にすでに配分されているリソースの多くを取り上げることになる。したがって、IASB が新たなプロジェクトを作業計画に追加するための十分な対応能力を持つとするならば、現在の焦点レベルを不変とすべきである。
- IASB が現在の作業計画にあるプロジェクトの優先度を見直すとした場合、現在の焦点レベルを変えなければ、新たに生じる問題に対応するためのより多くの対応能力及び柔軟性を持つことができる。

極少数のコメント提出者は、IASB は新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正に対する焦点レベルを増大させるべきであると述べた。彼らの見解は、次のような理由からである。

- 焦点レベルの増大は、IASB がプロジェクトをより早く完了し、発生する可能性のある緊急の問題に適時に対応することに役立つ可能性がある。
- IASB は会計基準にいくつか残っているギャップに対処すべきである。

IASB の対応

IASB は、利害関係者が IASB と対話し、IASB の提案に対して高品質のフィードバックを提供し、会計基準の変更を適用するための能力が限定的であることに関して提起された懸念に留意した。IASB はまた、利害関係者は ISSB の提案に対してコメントし、新たなサステナビリティ開示基準を導入しサステナビリティ報告書を作成することにリソースを配分することが必要になると予想している。したがって、IASB は新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正に対する焦点レベルを増大させないことを決定した。

(次ページに続く)

(続き)

1. 新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正

IASB の対応 (続き)

多数のコメント提出者がこの活動に対する焦点の減少を要望したが、IASB は新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正についての焦点レベルを大きく減少させないことを決定した。その理由は、

- 現在の作業計画はすでに比較的平穏な期間を提案している。現在の作業計画にあるプロジェクトが最終確定されて発効するまでには、さらに若干の期間がある（会計基準書又は会計基準書の修正は、会計基準書又は会計基準書の修正の公表から通常 18 か月から 24 か月後に発効する）。
- リサーチ及び基準設定は IASB の主要な活動であり、会計基準の目的適合性を維持しようとするならば、そこにリソースの大半を引き続き投資すべきである。IASB はこの活動に多大なリソースを引き続き割く必要がある。
 - － 現在の作業計画にあるプロジェクトを完成させるため
 - － 所要の適用後レビュー及び可能性のある優先度の高い後続プロジェクトを実施するため（これらの適用後レビューからの発見事項により追加の行動が必要とされる場合）
 - － このアジェンダ協議の後に生じる可能性のある緊急を要するプロジェクトに取り組むため
 - － 作業計画に新たなプロジェクトを追加するため

IASB が新たな会計基準書及び大規模修正に対する焦点レベルを減少させることを提案した利害関係者の多数は、利用可能な対応能力を考えると、IASB が取り組むことが可能なものよりも多くのプロジェクトを IASB の作業計画に追加することも提案した。

IASB は、この活動に配分されたリソースの現在のレベル（40%から 45%）は財務報告の適時の改善を提供するにはおおむね正しいと判断したが、IASB は新たな会計基準書及び大規模修正に対する焦点を少しだけ減少させることを決定した。この少しの減少により、IASB は多数の利害関係者が識別した他の優先度の高い活動に対する焦点を少し増大させることが可能となるであろう。

IASB は、IASB と ISSB の作業をつなげることは、作業計画に新たなプロジェクトを追加するための対応能力に影響を与えるか、又は完成により多くの時間を要するプロジェクトを生じさせる（あるいはその両方）と考えている。ISSB の作業との連携が考えられる領域には、次のものが含まれる。

- 2 つの審議会の合同会議を必要とする可能性のある共同プロジェクト（例えば、経営者による説明）
- 2 つの審議会が一貫した用語及び両立可能な要求事項を開発するために協力することを要求する可能性のあるプロジェクト（例えば、無形資産）
- 2 つの審議会の内部的なプロセスを合わせること

2. 会計基準の維持管理及び一貫した適用

何に関するものなのか

IFRS 解釈指針委員会（委員会）とともに、IASB は高品質のグローバル会計基準の単一セットとしての会計基準を維持管理し、一貫した適用を支援している。

現在の焦点レベル： 15%-20%

フィードバック

多数のコメント提出者は、IASB はより多くの焦点を会計基準の維持管理及び一貫した適用に当てるべきであると述べた。彼らは、この重点変更の提案について、下記を含むさまざまな理由を示した。

- 一貫した適用に焦点を当てることで、企業間の比較可能性が改善される。
- 会計基準は十分に確立されている。したがって、IASB は新たな基準の開発ではなく公表した会計基準の維持管理に焦点を当てるべきである。
- IASB は、IASB の会計基準を採用するための準備をしている法域及び企業への支援に対する焦点を増大させるべきである。
- 幅広く国際的な影響がある新たに生じる問題に迅速に対処することに優先度を与えるべきである。
- 適用上の課題をより迅速に解決することを求める要望が高まっている。この要望は、例えば、より多くのアジェンダ決定を公表することによって満たすことができる。

IASB は会計基準の維持管理及び一貫した適用に対する現在の焦点レベルを増大させるべきであると述べたコメント提出者の少数は、IASB がより多くのことを行うべき作業の種類を明示した。彼らは IASB が次のようにすることを提案した。

- 利用者、作成者、規制当局等と協力して、彼らが会計基準の一貫した適用を支援するにあたってより大きな役割を果たすのに役立つことを図る。
- より多くの教育的資料、狭い範囲の修正及び IFRIC 解釈指針を公表する。しかし、極少数のコメント提出者は、IASB が一貫した適用を支援するために使用するツールの数に関して懸念を示し、それらのいくつかが識別された問題に対処するための最も効果的なツールであるのかどうかを疑問視した（例えば、狭い範囲の修正は、たとえ提供される情報に対する影響が限定的であるとしても、注意が必要でありリソースを吸収すると彼らは述べた）。

(次ページに続く)

(続き)

2. 会計基準の維持管理及び一貫した適用

フィードバック (続き)

極少数のコメント提出者のみが、IASBはこの領域に対する焦点を減少させるべきであると提案した。これらのコメント提出者の少数は、適用指針の必要性は会計基準についての知識が広まったので減少したと指摘した。他の人々は、この領域での追加の作業は会計基準の原則ベースの性質を損なう可能性があるという懸念を示した。

多数の他のコメント提出者は、IASBはこの領域に対する焦点を不変とすべきであると提案した。さらに、彼らの多数は、会計基準の維持管理及び一貫した適用は、新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正の開発と同じくらい重要であると述べた。

IASB の対応

IASB は、会計基準の維持管理及び一貫した適用に対する焦点を増大させるべきであるという見解に反対した。この活動に対する焦点を増大させることは、他の活動（特に新たな会計基準書及び大規模修正）に利用可能なリソースを減少させることになる。

IASB と委員会は、会計基準の一貫した適用を支援するために利害関係者が会計基準についての一般的な理解を得るのを助けることと、会計基準の適用にあたっての判断の適切な使用を損なわないこととのバランスを達成することを図っている。この活動に対する焦点レベルを増大させることは、両者の作業のこうした側面の間でのバランスを損なう可能性がある。

IASB は、維持管理及び一貫した適用に対する焦点を少なくすべきであるという見解にも反対した。IASB は今後数年で適用上の疑問点の数が減少するとは予想していない。近年、IASB は金融商品、収益、リース及び保険契約に関する会計基準を公表した。これらの会計基準は、IASB と委員会が（直接に又は IASB が今後数年間に行う適用後レビューを通じてのいずれかで）考慮する必要がある可能性のある新たな適用上の疑問点を生じさせる可能性が高い。

したがって、IASB は現在の焦点レベルを不変とすることを決定したが、現在行っている活動の種類の見直し。具体的には、過去 5 年間と比較して、IASB は移行リソース・グループや同様の活動という形での導入支援を減少させる見込みである。2022 年から 2026 年に導入される新たな会計基準書が少ないからである。この若干の減少は、新たな会計基準書及び適用後レビューから生じる適用上の疑問点に対処するための対応能力を提供するであろう。

IASB は会計基準の維持管理及び一貫した適用に対しての現在の焦点レベルを不変とすることを決定したが、会計基準の理解可能性及びアクセスのしやすさに対する現在の焦点レベルを少し増大させることによって、維持管理及び一貫した適用を間接的に支援することができることにも留意した。

<h3>3. IFRS for SMEs 会計基準</h3>
<p>何に関するものか</p>
<p>IASB は、諮問機関である SME 適用グループの支援を受けて、公的説明責任のない会社（SMEs）のための要求事項を設定し、教育的資料を開発している。</p> <p>現在の焦点レベル： 5%</p>
<p>フィードバック</p>
<p>コメントした回答者の大多数は、IASB は IFRS for SMEs 会計基準の開発及び維持管理に対する現在の焦点レベルを不変とすべきであると述べた。</p> <p>コメントした回答者の少数は、IASB は IFRS for SMEs 会計基準に対する焦点を減らすべきであると述べた。主に次の理由からである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多くの法域では、公的説明責任のない会社のための国内会計基準（GAAP）が十分に開発されている。 ● 現在の焦点レベルを減少させることによって、より多くのリソースが他の優先度の高い活動のために利用可能となる。 <p>これと対照的に、少数のコメント提出者は、IASB は IFRS for SMEs 会計基準に対する焦点レベルを増大させるべきであると述べた。これらのコメント提出者の多数は、多くの法域で IFRS for SMEs 会計基準が重要であることを指摘した。これらのコメント提出者の少数は、現在の包括的なレビューを完了するために若干の追加の労力が必要であると述べた。</p> <p>極少数の他のコメント提出者は、IASB は IFRS for SMEs 会計基準の国際的な採用を拡大するための活動に取り組むことを検討すべきであると提案した。</p>
<p>IASB の対応</p>
<p>IASB は、コメント提出者の見解は彼らの法域が IFRS for SMEs 会計基準を適用しているかどうかに影響を受けていることに留意した。IFRS for SMEs 会計基準を適用している法域からのコメント提出者は、意外なことではないが、そうでない法域からのコメント提出者よりも、この活動に対する焦点レベルを増大させることを支持する可能性が高かった。</p>

(次ページに続く)

(続き)

3. IFRS for SMEs 会計基準

IASB の対応 (続き)

IASB は、下記の理由で、この活動に対する現在の焦点レベルを不変とすることを決定した。

- IFRS for SMEs 会計基準は、この会計基準を適用している多くの法域にとって重要である⁶。
- IFRS for SMEs 会計基準は、公的説明責任のない会社のための国内 GAAP に影響を与える。
- 公的説明責任のない会社に対する投資者のニーズは、完全版 IFRS 会計基準を適用する会社に対する投資者のニーズとは異なっている。IASB の考えでは、非公開持分投資の増大が、公的説明責任のない会社からの高品質で比較可能な情報に対するニーズを生み出ししており、包括的で運用可能な会計基準は投資者のニーズを満たす国際的に比較可能な情報を作り出す上で有用であろう。

IASB は、現在の焦点レベルを減少させるべきであると述べたコメント提出者に反対した。減少させるとした場合、次のことを行うためのリソースが不十分となるからである。

- IFRS for SMEs 会計基準の定期的なレビューの実施⁷
- 新たに生じる問題への対応
- IFRS for SMEs 会計基準の一貫した適用を支援する資料 (教育的資料を含む) の公表

IASB は IFRS for SMEs 会計基準の国際的な採用の促進を求める提案を検討した。IASB は、この会計基準の国際的な採用を促進するとしたならば、追加のリソースを配分することが必要となり、他の活動に対する焦点を減少させることになることに留意した。

IASB は IFRS for SMEs 会計基準の適用への支援を求める提案も検討した。IASB は、適用を支援するためのさまざまな支援資料 (SMEs 固有のトレーニング・モジュール、プレゼンテーション及び Q&A を含む) をすでに公表していることに留意した。

IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビューを完了することに加えて、IASB は一貫した適用を引き続き支援する。IASB は各国の基準設定主体との協調が IFRS for SMEs 会計基準についての支援資料の一部の認知度を IASB が (例えば、翻訳によって) 高めるのに役立つ可能性があるかどうかにもさらに検討する。

⁶ 2022 年 7 月現在、IFRS for SMEs 会計基準 (IASB が公表したもの又は若干の修正を加えたもの) は 87 の法域で許容又は要求されており、さらに 10 の法域で検討中である。

⁷ IFRS for SMEs 会計基準の P16 項においては、「IASB は、定期的に、ただし、おおよそ 3 年に一度を超えない頻度で、包括的な公開草案の公表により IFRS for SMEs 会計基準の修正を提案する予定である。」と述べている。

4. デジタル財務報告

何に関するものなのか

IASB は財務情報のデジタル利用を支援している（IFRS 会計タクソノミの開発及び維持管理を含む）。

現在の焦点レベル： 5%

フィードバック

多数のコメント提出者がデジタル財務報告に対する現在の焦点レベルについてコメントした。彼らは、IASB はそうした報告に対する現在の焦点レベルを増大させるべきであると述べた。これらのコメント提出者の大多数は、テクノロジー全般の使用の増大もあって、デジタル財務報告は資本市場にとっての重要度が増しつつあると述べた。少数のコメント提出者は IASB がより多く行うべき作業の種類を明示した。我々は、これらの提案を3つの戦略的な作業要素にグループ分けした。

- 会計基準—コメント提出者は IASB が次のようにすべきであると述べた。
 - デジタル財務報告に対するアプローチが財務諸表利用者のニーズに対応することを確保する。
 - 財務情報のデジタル形式での報告を容易にするために基準設定の変更が必要かどうかを調査する。
- IFRS 会計タクソノミ—コメント提出者は IASB が次のようにすべきであると述べた。
 - 利用者のニーズをよりよく満たすための IFRS 会計タクソノミの改善を検討する。
 - IFRS 会計タクソノミの適用を支援するために設例を提供する。
 - IFRS 会計タクソノミに広範囲の法域からの一般的な報告実務を含める。
- デジタル・エコシステム—コメント提出者は IASB が次のようにすべきであると述べた。
 - IFRS 会計タクソノミの採用を増加させるために規制当局及び基準設定主体との対話を強化する。
 - パートナーを識別し、彼らと協力して高品質で比較可能な情報にデジタル形式で容易にアクセスできるように金融市場を進展させる（それが IASB の業務の範囲に含まれるならば）。

(次ページに続く)

(続き)

4. デジタル財務報告
フィードバック (続き)
<p>少数のコメント提出者は IASB が現在の焦点レベルを不変とすることを提案した。彼らは次のように述べた。</p> <ul style="list-style-type: none">● IASB はデジタル形式で報告される情報の品質を改善し IFRS 会計タクソノミの一貫した適用をさらに支援するための効率的な解決策を探すべきであるが、IASB は他の優先事項を考えると現在の焦点レベルを増大させるべきではない。● IASB は、既存の取組みと重複させるのではなく、他の機関との連携によって（又は他の機関の作業を補完することによって）シナジーを最大化することを目指すべきである。● デジタル化はますます重要になっているが、IASB の焦点又は専門性の主要な領域ではない。 <p>極少数のコメント提出者は、デジタル財務報告を IASB にとって高い優先度とすべきではないと述べた。こうしたコメント提出者の見解では、他の機関の方がこの領域における専門性が高く、IASB はむしろ他の活動に焦点を当てるべきである。</p>
IASB の対応
<p>IASB は、より多くの焦点をデジタル財務報告に当てるべきであると述べた多数のコメント提出者に同意した。IASB は次の理由で現在の焦点レベルを少し増大させることを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none">● 財務報告のデジタル利用が増加し続けている。● IFRS 会計タクソノミの使用は増加しているが、採用に対する不整合なアプローチやデータの質の問題を含む課題により、報告される情報の有用性、品質、アクセスのしやすさ及び比較可能性を損なう可能性がある。● デジタル報告に関しての IASB と ISSB の連携を支援するために、いくつかのリソースが必要となる可能性がある。 <p>現在の焦点レベルを少し増大させることによって、IASB はデジタル財務情報の有用性、品質、アクセスのしやすさ及び比較可能性を改善することを目指している。そのために、IASB は次のことを計画している。</p> <ul style="list-style-type: none">● 会計基準についてのデジタル財務情報の利用の増大の含意を検討する。これは歴史的には、どれだけ多くの情報を紙ベース又は PDF ベースの形式で表示し開示することができるのかに基づいている。

(次ページに続く)

(続き)

4. デジタル財務報告

IASB の対応 (続き)

- 例えば、次のことによって **IFRS** 会計タクソノミを引き続き改善する。
 - － 新規の又は修正後の要求事項を反映するように **IFRS** 会計タクソノミを更新する。
 - － 会計基準を適用する際に企業が実務において一般的に開示している情報（会計基準又は付属資料において明示されていない）を反映するように **IFRS** 会計タクソノミを更新する。
 - － **IFRS** 会計タクソノミを使用する企業、規制当局等を支援するために教育的資料を公表する。
 - － 誤謬及び不必要な拡張の原因を識別し解消する。
- 例えば、規制当局と協力して **IFRS** 会計タクソノミの採用を支援すること及び作成者と協力して **IFRS** 会計タクソノミの適用における品質の高い成果を支援することによって、デジタル・エコシステムにおけるパートナーとさらに対話する。
- 例えば、次のことを行うために **ISSB** と協力する。
 - － **IFRS** 会計タクソノミ及び開発される予定の **IFRS** サステナビリティ開示タクソノミについての一貫したアプローチ及び概念を開発する。
 - － 企業が両方のタクソノミを継ぎ目なしに使用できるように、技術上の互換性を開発する。
 - － デジタル報告書の利用を促進するために、共同してデジタル報告エコシステムに関与する。

5. 会計基準の理解可能性及びアクセスのしやすさ

何に関するものなのか

IASB は現在、例えば、次のことによって財務報告の要求事項の理解可能性に焦点を当てている。

- 明確な会計基準書の文案作成。IASB は編集・翻訳チームと外部レビュアーの関与を通じてこれを行っている。
- 支援資料の作成（スナップショット、プロジェクト・サマリー、フィードバック・ステートメント、IASB メンバーによる執筆記事など）

IASB は現在、例えば、次のことによって会計基準及び支援資料のアクセスのしやすさに焦点を当てている。

- 注釈及び相互参照付きの会計基準
- 委員会のアジェンダ決定の 2 年ごとの編集

現在の焦点レベル： 5%

フィードバック

理解可能性及びアクセスのしやすさに関してコメントした回答者の大多数は、IASB はこの活動に対する現在の焦点レベルを増大させるべきであると述べた。彼らの見解では、会計基準は複雑性が高く理解可能性が低くなりつつあるからである。彼らのうちの少数は、IASB がより多くのことを行うべき作業の種類を明示した。これには次のことが含まれている。

- 文案作成の方法を改善することによる会計基準の明確性の向上
- 会計基準のアクセスのしやすさと検索のしやすさを改善する方法の探求
- 不必要な複雑性のある領域を識別し対処するための包括的プロジェクトの開始
- より多くの支援資料（教育的資料及びアジェンダ決定など）の公表

少数のコメント提出者は、IASB は現在の焦点レベルを不変とすべきであると述べた。少数のコメント提出者は、現在のリソースの配分は適切であり、IASB が財務報告の適時で高品質な改善を提供することを可能にしてきたと述べた。少数の他の人々は、理解可能性及びアクセスのしやすさを改善するための活動は IASB の作業のすべての側面に影響を与えるものであり、こうしたタスクが別個の活動として識別されている理由が不明確であると述べた。

利用者を代表するある団体は、財務報告の要求事項の理解可能性を改善するための活動が作成者のニーズに焦点を当てていて、投資者にとって利用可能な情報の減少を生じさせる可能性があるという懸念を示した。

(次ページに続く)

(続き)

5. 会計基準の理解可能性及びアクセスのしやすさ

IASB の対応

利害関係者のフィードバックを考慮して、IASB は次のようにするために現在の焦点レベルを少し増大させることを決定した。

- 現在の活動を継続する（会計基準の理解可能性を改善する新たな方法の識別を含む）。IASB は、会計基準の理解可能性をリサーチするための一部の各国の基準設定主体及び他の専門家団体による取組みを評価している。このリサーチからの発見事項及び提言は、価値のある洞察を提供し、IASB が会計基準及び会計基準の修正の文案作成を行う際の思考に情報を与える可能性がある。
- 会計基準及び支援資料のアクセスのしやすさを改善する。これは今回のアジェンダ協議に対するコメント提出者が指摘したいいくつかの財務報告の論点に対処するのに役立つ可能性がある。
- ISSB との連携を支援する。IASB と ISSB との考えられる連携の領域には次のものが含まれる。
 - 文案作成に関連した事項（2つの基準セットにおける一貫した文案作成及び用語を確保するため）
 - アクセスのしやすさ（例えば、アクセスのしやすさを改善し2つの基準セットと関連資料の間の関連付けを強調するためのテクノロジーの使用による）

IASB は、会計基準における不必要な複雑性のある領域に包括的に対処すべきであるという少数のコメント提出者からの提案を検討した。しかし、IASB の見解では、こうした領域の識別及び対処は包括的なプロジェクトして行うのではなく論点ごとに行うのが最も効果的であろう。包括的なプロジェクトは、完了させるために多大な時間とリソースが必要となり、利害関係者の対応能力を制約する可能性がある。

IASB は、財務報告の要求事項の理解可能性を改善するための活動は会計基準の一貫した適用を支援するという少数のコメント提出者の見解に同意した。理解可能性及びアクセスのしやすさに対する焦点レベルを少し増大させることによって、IASB は財務報告の要求事項の一般的な理解を利害関係者が獲得するのを助けることを図っており、これは一貫した適用をさらに支援することになる。

IASB は、財務報告の要求事項の理解可能性を高めるため、より多くの支援資料を公表すべきであるという少数のコメント提出者が行った提案を検討した。IASB は、支援資料は利害関係者が IASB の要求事項をよりよく理解するのに役立つ可能性があることに同意している。しかし、支援資料を開発するにあたり、IASB は要求事項の理解可能性を改善するガイダンスの提供と会計基準の原則ベースの性質を損なわないこととの適切なバランスを維持する必要がある。

IASB は会計基準をすべての利害関係者に理解可能にするよう努めている。IASB は、活動に取り組むにあたり、例えば、不必要な複雑性を低減させて企業による会計基準の適用がより単純明快となるようにすることによって、理解可能性に焦点を当てており、それにより投資者に提供される情報の質が改善される。

6. 利害関係者との対話

何に関するものなのか

IASB は、高品質な要求事項の開発を支援し会計基準の受入可能性を促進するために利害関係者と対話している。

現在の焦点レベル： 20%-25%

フィードバック

この活動に関してコメントしたコメント提出者の多数は、利害関係者との対話は IASB の作業の重要な一部であると述べたが、IASB の現在の焦点レベルの変更は提案しなかった。極少数のコメント提出者は、いくつかのプロジェクトに関する利害関係者との対話には ISSB との協調が必要となる場合があると述べた。

少数のコメント提出者は、IASB は利害関係者との対話に対する現在の焦点レベルを増大させるべきであると述べ、IASB がより多くのことを行うべき作業の種類を明示した。例えば、次のものである。

- デジタルとの親和性の高いアプローチの使用（今回のアジェンダ協議で使用したオンライン・アンケートなど）
- 標準的な回答テンプレートの使用（情報要請「IFRS for SMEs 会計基準の包括的レビュー」について使用したものなど）
- 新興市場からの基準設定プロセスへの参加の促進及び公的説明責任のない会社との対話のレベルの増大

極少数のコメント提出者は、IASB は、利害関係者との対話に対する全体的な焦点レベルを増大させずに、より多くの焦点を一部の種類の利害関係者に当てるべきであると述べた。

少数のコメント提出者は、IASB は利害関係者との対話に対する現在の焦点レベルを減少させるべきであると提案し、次のように述べた。

- デジタル・プラットフォームの使用は効率性と節減をもたらし、他の優先度の高い領域にリソースを向けることができる。
- IASB は、この領域における活動の一部を各国の基準設定主体などの利害関係者にアウトソーシングすることを検討することによって、シナジーを識別し最大化することを図るべきである。

(次ページに続く)

(続き)

6. 利害関係者との対話

IASB の対応

フィードバックに合わせて、IASB は、利害関係者との対話に対する現在の焦点レベルは広範囲の利害関係者（利用者及び作成者を含む）から IASB の提案に対する高品質のフィードバックを得るために適切であると判断した。IASB は、ISSB と共同で利害関係者と対話するための若干の対応能力を必要とする可能性があるというコメント提出者の見解に同意している。しかし、IASB は、これは利害関係者との対話に対する現在の焦点レベルを増大させずに達成できると考えている。具体的には、新たな会計基準書及び大規模修正に対する現在の焦点レベルを少し減少させ、テクノロジーの使用を拡大することで、利害関係者との対話の活動を ISSB と協調させるための対応能力が IASB に提供されるはずである。したがって、IASB は現在の焦点レベルを不変とすることを決定した。

IASB と ISSB は、両者の利害関係者との対話の活動を協調させて、次のようにすることが見込まれる。

- 考えられるシナジー（例えば、共同で追求される活動に関しての利害関係者との共同アウトリーチ会合の機会）を識別する。
- 利害関係者の負担が多数のアウトリーチ会合の要請で過剰になることを防ぐ。

IASB は利害関係者と協議する方法を改善することに絶えず努めている。IASB は常に自らの協議に対して幅広い利害関係者のフィードバックを受け取ることが望んでおり、コメントレターの提出者の中で代表される度合いが低い傾向のある利害関係者グループとの対話を拡大し深めるためのさまざまな方策を検討している。IASB は、コメント提出者が提案しているいくつかの種類（例えば、テクノロジーの使用や各国の基準設定主体との協力）が、全体的な焦点レベルを増大させずに利害関係者との対話を拡大するのに役立つ可能性があることに同意している。

IASB は各国の基準設定主体との大きなパートナーシップを有しており、特に利害関係者との対話に関して、これらの関係を深め拡大することを図るであろう。

② 潜在的プロジェクトの優先順位を評価するための規準

背景
<p>情報要請は、IASBは作業計画に含める候補となる潜在的プロジェクトを主として当該プロジェクトが投資者のニーズを満たすかどうかによって評価するが、提案されたプロジェクトから生じる新規の又は修正後の要求事項を適用するにあたり企業に生じるであろうコストを考慮に入れると説明した。</p> <p>情報要請は、IASBが潜在的プロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを決定するのを支援するための7つの規準も提案した。</p> <ul style="list-style-type: none">● 投資者にとっての当該事項の重要度● 企業が財務報告書においてその種類の取引又は活動を報告する方法に何か欠陥があるかどうか● 当該事項が影響を与える可能性の高い企業の種類（当該事項が一部の法域で他の法域よりも一般性が高いかどうかを含む）● 当該事項がどのくらい普及しているか又は企業によってどのくらい重大か● その潜在的プロジェクトの作業計画上の他のプロジェクトとの相互関係● その潜在的プロジェクト及び解決策の複雑性及び実行可能性● その潜在的プロジェクトを適時に進捗させるためのIASB及び利害関係者の対応能力

コメント提出者への質問
<p>IASBは利害関係者に次のことを質問した。</p> <ul style="list-style-type: none">● IASBは正しい規準を識別しているか。● IASBは他の規準を考慮すべきか。

IASBはこの質問に対してのフィードバックについて2021年11月の会議で議論した（当該会議についての[アジェンダ・ペーパー](#)参照）。

潜在的プロジェクトの優先順位を評価するための規準

フィードバック

このトピックに関してコメントしたほとんどすべての回答者が、IASB が提案した規準に同意した。彼らのうちの多数は、当該規準はバランスが取れており適切であるとも述べ、懸念を示さなかった。少数のコメント提出者は、IASB は追加的な規準を検討すべきであると提案した。こうしたコメント提出者は次のように述べた。

- IASB が当該規準をどのようにウェイト付けし、個々のプロジェクトにどのように適用するのかを理解したいと考えている。
- IASB は当該規準をランク付けするか、又は基本的な規準と副次的な規準に分解するかすべきである。

少数のコメント提出者は、IASB は提案している規準のすべてを「ハンドブック」に含めるべきであると提案した。極少数の他のコメント提出者は、提案された規準と「ハンドブック」に示されている基準との関連性を IASB が明確化することを提案した（41 ページ参照）。

IASB の対応

2021 年 12 月の会議で、IASB は情報要請で提案した規準に変更を加えないことを決定した。IASB は当該規準が潜在的プロジェクトを分析するための一貫した基礎を提供する諸要因のセットを構成していることに留意した。この諸要因のセットの目的は、IASB が作業計画にどのプロジェクトを追加するのかの決定に役立つことである。この諸要因のセットは IASB の思考のための情報を提供するが、チェックリストではなく、機械的に又は単独で使用することはできない。すなわち、最終的には、IASB はどのプロジェクトを作業計画に追加するのかを決定するために判断を使用する必要がある。IASB は、ある規準の相対的な重要度はその潜在的プロジェクトを巡る状況によって異なる可能性が高いと考えた。

IASB はまた、コメント提出者が提案した追加的な諸要因は提案した規準ですでにカバーされていると結論を下した。したがって、IASB は、提案した規準のリストへの追加は必要ないと決定した。

IASB は、「ハンドブック」は IASB がアジェンダ協議を実施するための要求事項を示しているが、IASB の作業計画に追加される可能性のあるプロジェクトの評価規準は定めていないことに留意した。したがって、IASB は評価規準を各アジェンダ協議の状況に適合させることができる。「ハンドブック」は、不適切な規準を選択する可能性があるという利害関係者の潜在的な懸念に対処するために、評価規準について協議することを IASB に要求している。IFRS 財団のデュー・プロセスに関してのすべてのコメントが、評議員会のデュー・プロセス監督委員会と共有されている。

IASB は、当該規準を使用して、コメント提出者が提案した潜在的プロジェクトの優先度を評価した（潜在的プロジェクトに関するフィードバックに対する IASB の対応については 26 ページから 33 ページ参照）。

③ 2022年から2026年についてのIASBの作業計画に追加すべき新たなプロジェクト

背景	コメント提出者への質問
<p>今回のアジェンダ協議の目的の1つは、どの財務報告上の論点をIASBが優先して2022年から2026年の新たなプロジェクトとして作業計画に追加すべきかについて利害関係者の意見を集めることであった。</p> <p>利害関係者がフィードバックを提供するのに役立つため、情報要請の付録Bは、アジェンダ協議の準備をした際に実施したアウトリーチの間にIASBに提案された22の潜在的プロジェクトを記述していた。また、少数の利害関係者が提案した財務報告上の論点も列挙した。これらの論点は詳細には記述していない（情報要請の付録C）</p>	<p>IASBは利害関係者に下記に対してのフィードバックを求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 記載された潜在的プロジェクトの優先度（高、中、低） ● IASBが作業計画に追加すべき他の潜在的プロジェクト

情報要請に記載された潜在的プロジェクト			
● 借入コスト	● 割引率	● インフレーション	● 個別財務諸表
● 気候関連リスク（財務諸表における）	● 従業員給付	● 無形資産	● キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
● コモディティ取引	● 費用一棚卸資産及び売上原価	● 期中財務報告	● 変動対価及び条件付対価
● 暗号通貨及び関連取引	● 外国通貨	● マイナス金利	
● 非継続事業及び処分グループ	● 継続企業	● 事業セグメント	
	● 政府補助金	● その他の包括利益	
	● 法人所得税	● 排出物価格設定メカニズム	

⌘ プロジェクトの説明についてはプロジェクトの題名をクリック

このセクションでは下記について議論している。

- 背景情報—対応能力の指標（24 ページ）
- 優先プロジェクトに関するコメント提出者からのフィードバック（25-26 ページ）
- 潜在的プロジェクトの優先順位付けに対する IASB のアプローチ（26 ページ）
- フィードバックに対する IASB の対応（26-33 ページ）

背景情報—対応能力の指標

IASB は、2022 年から 2026 年の作業計画に財務報告上の論点を追加するための対応能力が限定的である。対応能力の一部は下記のために要求される。

- 現在の作業計画にあるプロジェクトについての作業を継続するため（34-35 ページ参照）
- 所要の適用後レビューを実施するため
- 今回のアジェンダ協議の後に生じる可能性がある緊急性のある論点に対応するため

IASB は対応能力についての他の課題も検討した。次のものである。

- 多くの利害関係者は IASB に、協議に対応したり会計基準の変更を導入したりするための対応能力は限定的となると述べた。

- 少数のコメント提出者は、IASB は新たなプロジェクトの作業計画への追加に関して現実的であるべきだと述べた。現在の作業計画、IASB のリソースの制約、利害関係者のリソースの制約、生じつつあるか又は緊急の論点への対応能力を維持する必要があるからである。
- 適用後レビューにおいて識別された事項の優先順位付けに対する IASB のアプローチ及び ISSB との連携が対応能力に与える影響（36-40 ページ参照）は、IASB が作業計画に追加できる新たなプロジェクトの数に影響を与える。

これらの要因のすべてを考慮して、IASB は、2022 年から 2026 年の期間において、作業計画に次のいずれかを追加できるであろう。

- 2 件の大規模プロジェクト
- 3 件から 4 件の中規模プロジェクト
- 4 件から 5 件の小規模プロジェクト
- 大・中・小規模プロジェクトの同等の組合せ

IASB はこれらの見積りの正確性に関する不確実性を承知している。その不確実性は次の理由で生じる。

- プロジェクト日程の予定と実際が異なり得る。
- 緊急性のあるプロジェクトの数及び内容の見積りと実際が異なり得る。
- IASB と ISSB との連携が IASB と利害関係者の対応能力に与える影響が進展しつつある。
- IASB と利害関係者の対応能力に対しての実施中及び実施予定の適用後レビューから生じる後続プロジェクトの数と内容が不明である。

この不確実性に対応するため、IASB は潜在的プロジェクトの予備リストを作成した（31-32 ページ）。予備リストには、追加の対応能力が利用可能となる場合に作業計画に追加し得る 2 つのプロジェクトが含まれている。潜在的プロジェクトの予備リストの作成は、IASB の利害関係者が活動をより適切に計画するのに役立つ可能性がある（例えば、リサーチ・トピックの識別に役立つことによって）。

優先プロジェクトに関するコメント提出者からのフィードバック

表 1—情報要請の付録 B に記載された潜在的プロジェクトに対するフィードバックの要約

潜在的プロジェクト ⁸	フィードバックの要約
<ul style="list-style-type: none"> ● 気候関連リスク（財務諸表における） ● 暗号通貨及び関連取引 ● 無形資産 	大多数のコメント提出者がこれらのプロジェクトを優先度高と評価した。
<ul style="list-style-type: none"> ● 継続企業 ● 排出物価格設定メカニズム ● キャッシュ・フロー計算書及び関連事項 	多数のコメント提出者がこれらのプロジェクトを優先度高と評価した。
<ul style="list-style-type: none"> ● 非継続事業及び処分グループ ● 割引率 ● 法人所得税 ● その他の包括利益 ● 変動対価及び条件付対価 	受け取ったコメントは分かれている。それぞれ少数のコメント提出者は、これらのプロジェクトを優先度高、優先度中、優先度低と評価した。
<ul style="list-style-type: none"> ● 借入コスト ● コモディティ取引 ● 従業員給付 ● 費用—棚卸資産及び売上原価 ● 外国通貨 ● 政府補助金 ● マイナス金利 ● 個別財務諸表 	多数のコメント提出者がこれらのプロジェクトを優先度低と評価した。
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業セグメント 	多数の利用者がこのプロジェクトを優先度高と評価した。しかし、利用者以外の多数のコメント提出者はこのプロジェクトを優先度低と評価した。
<ul style="list-style-type: none"> ● インフレーション ● 期中財務報告 	大多数のコメント提出者がこれらのプロジェクトを優先度低と評価した。

⁸ 各欄のプロジェクトはアルファベット順に列挙している。

コメント提出者は約 70 の潜在的プロジェクトについてコメント又は提案を行った。

表 1 は、情報要請の付録 B に記載された潜在的プロジェクトに対するフィードバックを要約している。

付録 C は、コメント提出者が提案した広範囲の他の潜在的プロジェクトを列挙している。すべてのケースで、これらの潜在的プロジェクトは 1 名又は極少数のコメント提出者のみが提案したものである。

IASB は潜在的プロジェクトに対するフィードバックについて 2021 年 11 月の会議で議論した⁹。

IASB は潜在的プロジェクトをどのように優先順位付けしたか	フィードバックに対する IASB の対応
<p>IASB は、潜在的プロジェクトの優先順位を評価するための規準 (21-22 ページ参照) 及びこれらのプロジェクトに関してのコメント提出者からのフィードバックに基づいて評価した。</p> <p>2022 年 3 月の会議で IASB は、2022 年 4 月の会議で議論するための 7 つの潜在的プロジェクトをリストアップすることを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none">● 財務諸表における気候関連リスク● 暗号通貨及び関連取引● 継続企業の開示● 無形資産● 事業セグメント● 排出物価格設定メカニズム● キャッシュ・フロー計算書及び関連事項¹⁰	<p>2022 年 4 月の会議で IASB は、リストアップした 7 つのプロジェクトをさらに検討し、次のことを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none">● リサーチ・プロジェクト・パイプラインに 2 つのプロジェクトを追加する。<ul style="list-style-type: none">— 無形資産 (27-28 ページ)— キャッシュ・フロー計算書及び関連事項 (28-29 ページ)● 維持管理プロジェクト・パイプラインに、財務諸表における気候関連リスクについてのプロジェクトを追加する (29-30 ページ)。● 2 つのプロジェクトを予備リストに含める。<ul style="list-style-type: none">— 事業セグメント (31 ページ)— 排出物価格設定メカニズム (31-32 ページ)● 下記についてのプロジェクトは作業計画に追加しない。<ul style="list-style-type: none">— 暗号通貨及び関連取引 (32 ページ)— 継続企業の開示 (33 ページ)¹¹

⁹ 2021 年 11 月の IASB 会議の[アジェンダ・ペーパー](#)参照

¹⁰ 2022 年 3 月の IASB 会議の[アジェンダ・ペーパー](#)参照

¹¹ 2022 年 4 月の IASB 会議の[アジェンダ・ペーパー](#)参照

リサーチ・プロジェクト・パイプライン

リサーチ・プロジェクト・パイプラインの中のプロジェクトは、新たな会計基準書又は会計基準の大規模修正の開発を伴う（リサーチ及び基準設定プロジェクト）。

IASB は、短期的にはリサーチ及び基準設定プロジェクトのためのリソースの大半又は全部が下記に配分されることになることを予想している。

- 現在の作業計画にあるプロジェクトについての作業の継続 — 2022 年 2 月の会議で IASB は、現在の作業計画にあるプロジェクトの優先順位の見直しはせず、それらについての作業を継続することを決定した（34-35 ページ参照）。
- IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及び IFRS 第 16 号「リース」の所用の適用後レビューの実施したがって、IASB は 2 つのリサーチ・パイプライン・プロジェクト（無形資産並びにキャッシュ・フロー計算書及び関連事項）についての作業を直ちには開始しない可能性がある。両方のプロジェクトとも大規模で複雑となる可能性が高いので、今後 5 年以内には完了しないであろう。

無形資産

IASB は IAS 第 38 号を包括的にレビューするプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加した。

IASB はどのように規準を適用したのか

情報要請に対するコメント提出者の大多数は、このプロジェクトについてコメントし、その大多数が優先度高と評価した。フィードバックでは、無形資産についてのプロジェクトが財務諸表利用者にとって重要であることが示された。すなわち、この潜在的プロジェクトについてコメントした利用者の多数が優先度高と評価した。

利害関係者は無形資産の報告における欠陥を強調した。少数の基準設定主体及び他の専門家団体がこうした欠陥の証拠を発見したという指摘もあった。コメント提出者が指摘した事項は IAS 第 38 号のすべての側面に関連しており、範囲、認識及び測定 of 要求事項（取得した無形資産と自己創設の無形資産との会計処理の相違を含む）、並びに無形資産に関して開示を要求している情報の適切性が含まれる。

コメント提出者が指摘した事項（サービスとしてのソフトウェア（SaaS）契約の会計処理など）は幅広い影響がある。多くの法域で多くの企業に影響を与えるからである。また、無形資産は価値の創出においてますます重要となってきた。フィードバックでは、これらの事項は特に未認識の無形資産に関する開示に関して相対的に重大であることも示された。

IASB は、IAS 第 38 号の包括的なレビューは IASB 及び利害関係者にとって大規模で複雑なプロジェクトとなるであろうことを認識している。こうした大規模なプロジェクトの管理可能性を高め、より適時な進捗を可能にするため、このプロジェクトに段階的に取り組むことが考えられる。例えば、そうした段階は次のことで構成される場合がある。

- 拡充した開示要求の開発（未認識の無形資産に関する開示を含む）
- 一部の認識済みの無形資産（投資目的で保有する無形資産又は売買する無形資産（例えば、暗号通貨）を含む）を IAS 第 38 号の範囲に残すべきか、他の会計基準の範囲に含めるべきかを検討するための IAS 第 38 号の範囲のレビュー

リサーチ・プロジェクト・パイプライン（続き）

- IAS 第 38 号における無形資産の定義及び認識基準のレビュー
- IAS 第 38 号の範囲に含まれる無形資産についての測定の要求事項のレビュー（どのような場合に再評価モデルが認められるのかに関する規準を含む）

しかし、プロジェクトの各段階が異なる形で範囲分けされたり異なる順序で実行されたりする場合があります。例えば、開示要求を最初に検討するのではなく、本プロジェクトは IAS 第 38 号における無形資産の定義及び認識基準のレビューで開始することが考えられる。これらの事項は、リサーチ・プロジェクトの開始時にプロジェクト計画の一部として検討されることになる。

IAS 第 38 号の包括的レビューは他のプロジェクトと相互関連する可能性が高い。例えば、IASB は、無形資産についての拡充した開示要求を開発する際に、IAS 第 38 号が経営者による説明において開示される情報（資源及び関係に関する情報など）にどのように関連するのかを検討する場合があります。IASB はまた、本プロジェクトと無形の資源に関するサステナビリティ関連情報の開示についての ISSB の作業との関係も考慮することが必要となるであろう。

本プロジェクトの表題は無形資産に言及しているが、本プロジェクトにおいて考慮すべき 1 つの主要な論点は、財務諸表の構成要素（無形項目に対する支出から生じる資産及び費用）の会計処理及びそれに関する情報の開示に限定すべきか、それとも本プロジェクトは無形の項目をより幅広く扱うことを目指すべきなのかとなる¹²。

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

IASB はキャッシュ・フロー計算書及び関連事項についてのプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加した。そうしたプロジェクトのリサーチ・フェーズの一部として、IASB は本プロジェクトが IAS 第 7 号を包括的にレビューすることを目指すべきかよりのを絞った改善を行うべきかを検討する。

キャッシュ・フロー計算書に関して考慮すべき事項には、表示の論点（キャッシュ・フローの営業、投資及び財務の各活動への分類など）とその他の論点（営業債権のファクタリングや営業債務のリバース・ファクタリングなどの非資金変動に関する開示の改善など）の両方が含まれる。また、本プロジェクトは、基本財務諸表プロジェクトにおいて生じたがその範囲外であったキャッシュ・フロー計算書に関するいくつかの論点を扱う可能性がある。

IASB はどのように規準を適用したのか

多数のコメント提出者はキャッシュ・フロー計算書及び関連事項についてのプロジェクトを優先度高と評価した。さらに、利用者のフィードバックでは、利用者はそうしたプロジェクトを情報要請において議論されたすべての潜在的プロジェクトの中で最も優先度の高いものと考えていることが示された。

利害関係者は報告に欠陥が存在しているという見解を表明した。しかし、コメント提出者はそうした欠陥の性質及び範囲に関してさまざまな意見を示した。例えば、一部のコメント提出者は、IASB は IAS 第 7 号の包括的なレビューを行うべきだと述べた。他の少数のコメント提出者はよりのを絞ったアプローチを支持したが、よりのを絞ったプロジェクトでどの論点を扱うべきかについてはさまざまな見解を示した。例えば、IASB が現金及び現金同等物の定義をレビューすることや、前報告期間から繰り越されたすべての残高について期首残高から期末残高への変動の説明を企業に要求することを彼らは提案した。

コメント提出者が指摘した事項は、コメント提出者が基本財務諸表であるキャッシュ・フロー計算書に関して指摘した論点の範囲及び程度を考えると、幅広い影響があり重大である。

¹² 財務諸表の構成要素は「概念フレームワーク」の第 4 章で議

論されている。

リサーチ・プロジェクト・パイプライン（続き）

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項についてのプロジェクトは、他のいくつかのプロジェクトと相互関連することになる。例えば、サプライヤー・ファイナンス契約のプロジェクトはIAS第7号のいくつかの修正に関する提案を含んでおり、非資金財務活動に関してコメント提出者が指摘した事項に関連している。

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項についてのプロジェクトは、特にコメント提出者が指摘した事項の範囲を考えると、大規模で複雑となる可能性が高い。また、時には、いくつかの考えられる解決策の実行可能性に関して疑問が生じる可能性がある。例えば、IASBは以前に直接法の使用を要求することを検討した。しかし、本プロジェクトの一部として、IASBは、以前の関連プロジェクトにおいて利害関係者が指摘した帳簿記録の困難が技術的進展でどの程度まで緩和されるのかを検討する可能性がある。

¹³ 教育的資料「気候関連事項が財務諸表に与える影響」については下記を参照。

維持管理プロジェクト・パイプライン

財務諸表における気候関連リスク

維持管理プロジェクト・パイプラインにおけるプロジェクトは、会計基準の維持管理及び一貫した適用の支援を伴っている（維持管理及び一貫した適用のプロジェクト）。リサーチ・パイプライン・プロジェクト（通常、識別された問題点を解決するために新たな会計基準書又は会計基準の大規模修正を必要とする）とは異なり、維持管理プロジェクト・パイプラインは、財務報告の要求事項の改善又は欠陥の是正のための相対的に狭い範囲の修正しか必要としない場合がある。そうしたプロジェクトは、新たな会計基準書又は会計基準の大規模修正を開発するためのプロジェクトよりも迅速に実施できる場合が多い。

今回のアジェンダ協議において、利害関係者は次のものがある可能性があると考えた。

- 気候関連リスクへの会計基準の不整合な適用
- 財務諸表における気候関連リスクに関する不十分な情報の開示

<https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/supporting-implementation/documents/effects-of-climate-related-matters->

当該フィードバックに対応して、IASBは財務諸表における気候関連リスクの会計処理についてのプロジェクトを維持管理プロジェクト・パイプラインに追加した。この狭い範囲のプロジェクトは次のことを行う。

- 不整合な適用及び不十分な情報に関する利害関係者の懸念の原因を調査する。
- IFRS財団の「[気候関連事項が財務諸表に与える影響](#)」についての教育的資料及びISSBの気候関連開示に関する将来のサステナビリティ開示基準が、これらの懸念への対処に役立つかどうかを調査する¹³。IASBは、アジェンダ協議のコメント期間がISSBの創設の発表前に終了していたことに留意した。
- 狭い範囲の対応が必要かどうか、また、その場合、どのような対応が必要となる可能性があるのかを検討する。しかし、財務諸表において気候関連リスクを会計処理するための具体的な要求事項の開発が含まれる可能性は低い。それを開発する場合、会計基準の開発に対してのIASBの原則ベースのアプローチの便益を損なう可能性があるからである。

[on-financial-statements.pdf?la=en](https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/supporting-implementation/documents/effects-of-climate-related-matters-on-financial-statements.pdf?la=en)

維持管理プロジェクト・パイプライン（続き）

IASB はどのように規準を適用したのか

フィードバックでは、気候関連リスクの国際的な性質から、コメント提出者が指摘した事項が多く法域に影響を与えている（又は影響を与えると予想されている）ことが示されている。また、フィードバックでは、財務諸表における気候関連リスクのプロジェクトが財務諸表利用者にとって重要であることも示されている。すなわち、多数の利用者が優先度高と評価し、ほとんどすべての利用者が優先度高又は優先度中と評価した。

しかし、コメント提出者が識別した財務報告の欠陥の基礎にある原因及びそうした欠陥を検討しそれに対処する最善の方法に関して疑問がある。

フィードバックでは、コメント提出者が指摘した事項は幅広い影響がある（又はそうなると予想される）ことが示されている。その幅広さは、気候関連リスクの幅広い性質とこうしたリスクが企業の財務諸表の多くの側面に影響を与える可能性の両方から生じている。また、フィードバックでは、多くの種類の会社が影響を受けている（又は受けると予想されている）ことも示されている。しかし、一部の種類の会社が他よりも多く影響を受ける可能性が高い。温室効果ガスの排出に寄与しているため事業モデルの変化に晒される可能性がある産業（例えば、エネル

ギー産業や重工業）や、気候変動の影響を大きく受ける可能性が高い産業（例えば、農業、漁業、銀行及び保険など）に属する会社などである。

フィードバックでは、コメント提出者が指摘した事項が深刻である（又はそうなると予想される）ことが示されている。この深刻さは、気候関連リスクの影響が幅広いこと及びこうしたリスクの影響が増大すると予想されることにより生じている。

財務諸表における気候関連リスクについてのプロジェクトは、IASB の他の提案のいくつかと相互関連する可能性が高い。例えば、のれんと減損のプロジェクトは、特に、IAS 第 36 号「資産の減損」における減損テストの変更の可能性を検討しており、情報要請では、使用価値を測定する際に使用するキャッシュ・フロー予測についての IAS 第 36 号の要求事項の修正の可能性について議論していた。

会計基準の要求事項と ISSB が気候関連財務情報及び関連情報に関して開発する予定の要求事項とのコネクションの重要性を考えると、IASB はこのトピックについてのあらゆる作業を ISSB と協調することが必要となる。IASB のプロジェクトは気候関連リスクが財務諸表に与える影響に焦点を当てることとなる。IASB は公開草案「気候関連開示」における ISSB の提案が、気候関連のリスク及び機会に固有の開示要求を示していることに留意しているが、両審議会は一貫した用語及び両立可能な要求事項を開発するために協力する必要がある。

予備リスト

IASB は、追加的な対応能力が利用可能となる場合に、作業計画に追加し得るプロジェクトの予備リストを作成した。

予備リストは2つのプロジェクトで構成される。

- 事業セグメント
- 排出物価格設定メカニズム

評価規準（21-22 ページ参照）の適用後、これらのプロジェクトは両方とも優先度高と識別された。しかし、IASB は、これらはプロジェクト・パイプラインに追加した3つのプロジェクトと同じ程度まで規準を満たしているわけではないと結論を下した。

作業計画に追加されとした場合、両方のプロジェクトともリサーチ・フェーズが必要であり、ここではIASB は、基準設定プロジェクトを開始するかどうかを検討する前に、解決すべき問題点に関する証拠をさらに収集し、実行可能な解決策を評価することになる。

事業セグメント

多数の利用者がこのプロジェクトを優先度高と評価した。しかし、利用者以外では、多数のコメント提出者が事業セグメントについてのプロジェクトを優先度低と評価した。

作業計画に追加されとした場合、そうしたプロジェクトは、企業の事業セグメントを決定するためにマネジメント・アプローチを使用するかどうかの再検討はしないであろう。IFRS 第8号「事業セグメント」のそのような根本的な変更を検討する明確な根拠はないように思われる。その代わりに、事業セグメントについてのプロジェクトの目的は、下記についてのリサーチを行うこととなるであろう。

- 企業が提供するセグメント情報の粒度に関する利用者の懸念の根底にある原因
- 企業の事業セグメントを決定するためにマネジメント・アプローチを使用するかどうかの再検討を行わずに導入することができると考えられる解決策の実行可能性（作成者にとってのコストを含む）

事業セグメントについてのリサーチ・プロジェクトには、コメント提出者が指摘した事項とIASB が以前に検討した事項との類似点及び相違点、並びにこれらの事項に対処するためのIFRS 第8号の改善の便益及びコストの分析が含まれる可能性がある¹⁴。

排出物価格設定メカニズム

多数のコメント提出者（少数の利用者を含む）は、排出物価格設定メカニズムについてのプロジェクトを優先度高と評価した。

作業計画に追加されとした場合、本プロジェクトのリサーチ・フェーズにおいてIASB は次のことを検討することが必要となるであろう。

- すべての種類の排出物価格設定メカニズムを扱うか、一部（排出量取引スキームなど）のみを扱うか
- トレーダー及びスキーム管理者の会計処理を扱うか、そうしたスキームに参加することを要求される（又は参加を選択する）企業にプロジェクトを限定するか

¹⁴ [IASB Update 2018年3月—IFRS 第8号の改善](#)を参照

予備リスト（続き）

IASB は以前のプロジェクトで排出物価格設定メカニズムをリサーチしており、以前の議論を再開することができる。IASB は、排出物価格設定メカニズムについての具体的な要求事項の開発は、IFRIC 第 3 号「排出権」の廃止後の排出権取引スキームについての IASB の以前のリサーチで例証されているように、複雑となるであろう。しかし、IASB の考えでは、以前の作業の実施以降の進展が、排出物価格設定メカニズムについてのプロジェクトを助けるであろう。また、各国の基準設定主体が開発するガイドンスが IASB の作業に情報を与える可能性がある。

排出物価格設定メカニズムについてのプロジェクトは、ISSB の作業と相互関係がある可能性が高い。しかし、そうした相互関係は、主として排出物価格設定メカニズムに関する開示に関するものであろう（例えば、企業に適用されるスキームに関する情報が、企業が気候関連リスク及び機会に対する企業のエクスポージャーに関する情報を提供する際に関連性がある場合がある）。IASB は、排出物価格設定メカニズムについての IASB の作業（作業計画に追加されたとした場合）の相当量が、そうしたメカニズムについての新たな認識及び測定 of 要求事項の開発に向けられると予想している。当該作業は、ISSB の作業との関係には関係なく、進めることができる。

¹⁵ このアジェンダ決定については下記を参照。
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting->

作業計画に追加しなかったプロジェクト

2022 年 4 月の会議で、IASB は下記についてのプロジェクトを作業計画に（また、プロジェクト・パイプラインや予備リストにも）追加しないことを決定した。

- 暗号通貨及び関連取引
- 継続企業の開示

両方のプロジェクトとも、作業計画への追加のための規準に照らすと高く評価され、単独で考えた場合、両プロジェクトとも利点がある。しかし、それぞれのプロジェクトを対応能力の制約の文脈で検討した後に、IASB は他のプロジェクトの方が優先度が高いと決定した。

暗号通貨及び関連取引

多数のコメント提出者が、暗号通貨及び関連取引の普及度の増大を強調し、IASB がそうした項目の会計処理についてのプロジェクトを作業計画に追加することを提案した。しかし、それをしないことを決定するにあたり、IASB は次のことに留意した。

- そうした取引が多く法域で普及しているかどうかや多くの企業の財務諸表に広範な影響があるかどうかに関して疑問がある。
- さまざまな種類の暗号資産及び暗号負債の会計処理を検討するためのプロジェクトは、そうした暗号資産及び暗号負債が新しい急速に進化しているエコシステムの一部であることを考えると、複雑となり時期尚早である可能性がある。
- 2019 年 6 月に、委員会は暗号通貨の保有の会計処理方法を説明するアジェンダ決定を公表した。このアジェンダ決定において、委員会は、IAS 第 2 号「棚卸資産」が通常の事業の過程で売却目的で保有する暗号通貨に適用されると結論を下した。IAS 第 2 号が適用されない場合には、企業は暗号通貨の保有に IAS 第 38 号を適用する。これは活発な市場において公正価値測定を認めている¹⁵。
- 無形資産についてのプロジェクト（27-28 ページ参照）は、IAS 第 38 号の範囲（暗号通貨を範囲に残すべきかどうかを含む）をレビューすることとなる。

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/agenda-decisions/2019/holdings-of-cryptocurrencies-june-2019.pdf>

作業計画に追加しなかったプロジェクト（続き）

継続企業の開示

継続企業の開示についてのプロジェクトをアジェンダに追加しないことを決定するにあたり、IASB は次のことに留意した。

- 2010年7月と2014年7月に、委員会は継続企業の開示に関するアジェンダ決定を公表した¹⁶。
- 2021年1月にIFRS財団は継続企業の前提に関する情報の開示についての教育的資料を公表した¹⁷。
- 継続企業の開示についてのプロジェクトの範囲を狭く保つのが困難である可能性がある。また、場合によっては、考えられる解決策の実行可能性に関して疑問が生じる可能性がある。IASBはそうした開示が要求される場合を明確化するためのスタッフ提案を以前に検討したが、当該提案の開発を進めないことを決定した。
- 他のプロジェクトが流動性及び支払能力に関するより良い情報を利用者に提供する可能性があり、企業が継続企業として継続する能力を利用者が評価するのに役立つ可能性がある。例

えば、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項についてのプロジェクトは、企業のキャッシュ・フロー及び債務についてのより良い情報をもたらす可能性がある。

コメント提出者が提案したその他のプロジェクト

IASBは、他の潜在的プロジェクトが、特にそれを提案したコメント提出者にとって重要であることを承知している。しかし、利害関係者のフィードバック及び他の証拠を検討した後、IASBは情報要請に記載された他のプロジェクト（25ページ参照）及び潜在的プロジェクトについてのその他の提案（付録C参照）は、プロジェクト・パイプライン及び予備リストに追加された5つのプロジェクトと同じ程度まで規準を満たしているわけではないと結論を下した。

IASBは次のことに留意した。

- 指摘された財務報告の論点のいくつかは、財務諸表利用者にとって特に重要ではないと思われる。
- 場合によっては、報告に欠陥が存在しているか

どうか不明確である。

- 一部の提案は、幅広い影響がないように思われるか又は企業に対して幅広い影響がないか若しくは重大でない財務報告の論点に関するものである。
- 場合によっては、考えられる解決策の複雑性及び実行可能性に関して疑問が生じる可能性がある。
- 提案されたプロジェクトのいくつかは、より一般的にコストが便益を上回るかどうかに関して疑問を生じさせた。

IASBはまた、潜在的プロジェクトのいくつかは他の方法で対処し得る財務報告の論点を伴っていることにも留意した。下記に関する論点などである。

- 現在の作業計画にあるプロジェクト
- 新たなプロジェクト
- サステナビリティ開示基準との両立可能性

継続的な活動の一部として、IASBは財務報告の動

¹⁶ 「IAS第1号『財務諸表の表示』—継続企業の開示」（2010年7月公表）参照。「継続企業の評価に関する開示要求（IAS第1号『財務諸表の表示』）」（2014年7月公表）も参照。

¹⁷ 教育的資料「継続企業—開示への焦点」については下記参照。<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/news/2021/going-concern-jan2021.pdf>

向及び実務をモニターしている。また、リサーチ及び基準設定活動のための IASB のリソースの一部は、今回のアジェンダ協議の後に生じる可能性のある緊急性のあるプロジェクトのために取っておく。

④ 現在の作業計画についてのコメント

背景
情報要請の質問 4 は、IASB の活動及び現在の作業計画についての他のコメントを回答者に求めていた。
フィードバック
少数のコメント提出者は、作業計画について全般的なコメントをした。 <ul style="list-style-type: none">● 少数の人々は、IASB は新たなプロジェクトを開始する前に、すでに進行中のプロジェクトを進めるべきであると述べた。現在の作業計画にあるプロジェクトは 2015 年アジェンダ協議において利害関係者が優先事項として識別していたからである。また、「ハンドブック」で要求されているとおり、適用後レビューについて引き続き作業すべきであると述べた。● 他の人々は、IASB は現在の作業計画にあるすべてのプロジェクトの優先度及び必要性を見直し、新規のより重要なプロジェクトにリソースを開放するためにこれらのプロジェクトのいずれかを保留するか又は中止すべきかどうかを決定すべきであると述べた。 多数のコメント提出者は、現在の作業計画にある個々のプロジェクトについてコメントした。これらのコメントの一部はこれらのプロジェクトの重要性を強調し、IASB がそれらを適時に完了させることを促した。しかし、少数のコメント提出者は、IASB が現在の作業計画にある特定のプロジェクトを休止又は中止することを提案した。彼らの見解は、次のいずれかの理由によるものである。 <ul style="list-style-type: none">● そのプロジェクトで扱われる論点が幅広くない。● そのプロジェクトはほとんど進捗していないか、又は財務報告の大きな改善をもたらさない可能性がある。● そのプロジェクトは他の潜在的プロジェクトよりも優先度が低い¹⁸。

(次ページに続く)

¹⁸ 個々のプロジェクトに関する詳細なフィードバックについては、2021 年 12 月の IASB 会議の[アジェンダ・ペーパー](#)参照。

(続き)

現在の作業計画についてのコメント

IASB の対応

2022年2月の会議でIASBは、現在の作業計画にあるプロジェクトを引き続き進めることを決定した(ただし、返還の利用可能性(IFRIC第14号「IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」¹⁹は除く)。その理由は、

- 利害関係者は以前にこれらのプロジェクトを優先事項として識別した。
- プロジェクトの優先度の見直しは非効率な開始と中止につながる可能性がある。
- 一部のプロジェクト(適用後レビューなど)は「ハンドブック」で要求されている。
- プロジェクトのライフサイクルの中でIASBが当該プロジェクトの将来の方向性を検討する自然な時点がある。コメント提出者が休止又は中止すべきであると提案したプロジェクトの多くは、そうした時点に至っているか又はすぐに至るであろう。

プロジェクト・チームは、現在の作業計画にあるプロジェクトに関して、情報要請に対するコメント提出者からのフィードバックを他のフィードバックとの関連で考慮するであろう。

¹⁹ このプロジェクトの経緯については、<https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2022/availability-og-refund/#final-stage> 参照。

⑤ その他のフィードバック

情報要請に対する回答及び他のフィードバックに基づいて、IASB は活動の全部に影響を与える 3 つの横断的テーマを識別した。

- ISSB との連携 (36-37 ページ)
- IASB は各国の基準設定主体との協力関係を強化すべきであるという提案 (38-39 ページ)
- 適用後レビューにおいて識別された各事項の優先度 (40 ページ)

IASB は 2022 年から 2026 年についての優先度を決定する際にこれらの横断的テーマを検討した (6-20 ページ及び 23-33 ページ参照)。

このセクションでは次のことについても論じている。

- 柔軟性及び生じつつある論点 (41 ページ)
- デュー・プロセスに関連したコメント (41 ページ)

1. ISSB との連携
背 景
5 ページで述べたように、2021 年 11 月 3 日に評議員会は新しい基準設定審議会である ISSB の創設を発表した。情報要請はこの発表の前に公表されたので、IASB は ISSB の創設が IASB の作業にどのように影響を与えるのかについて議論していなかった。しかし、2022 年から 2026 年についての優先度に関する決定を行うにあたり、IASB は ISSB との連携が考えられる領域を識別し、そうした連携が IASB の対応能力に与える可能性の高い影響を評価した。

(次ページに続く)

(続き)

1. ISSB との連携
フィードバック
多数のコメント提出者が IASB と ISSB との考えられる連携についてコメントし、ISSB との連携は今後数年間における IASB にとっての最優先のテーマとなるであろうと指摘した。こうしたコメント提出者の多数は、IASB はその連携を支えるための対応能力を取っておく必要があることを認識した。しかし、これらのコメント提出者は、連携が会計基準の改善に関しての IASB の継続的な作業に影響を与えることを認めるべきではなく、作業計画を適時に進めるために IASB が利用可能なリソースを減少させるべきではないとも述べた。コメントした多数の回答者は、IASB は要求事項の開発に依然として焦点を当てるべきであり、業務の範囲外の活動を行うべきではないとも述べた。IASB はフィードバックについて 2021 年 11 月の会議で議論した（詳細については アジェンダ・ペーパー 参照）。
IASB の対応
5 ページに記載したとおり、IASB と ISSB は補完的な基準設定及び報告を支えるために連携することを見込んでいる。IASB が ISSB のみの業務を支援すること（又はその逆）は意図していない。IFRS 財団「定款」は IASB と ISSB との意図された関係を次のことによって反映している。 <ul style="list-style-type: none">● 財団の目的の一部として IFRS 基準が補完的となることを定めている。● 2つの審議会がどれだけ効果的に協力しているのかを評価することを評議員会に要求している。● 不整合及び矛盾を避ける両立可能な IFRS 基準を開発するために他方と協力するための手続を設定することを各審議会に要求している²⁰。 IASB は、IASB の既存の活動とともに ISSB との連携を支えるために必要となる協調及びリソースが必要となると考えている。IASB は、連携は下記に関する作業のための対応能力に影響を与えると予想している。 <ul style="list-style-type: none">● 新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正（7-9 ページ）● デジタル財務報告（14-16 ページ）● 会計基準の理解可能性及びアクセスのしやすさ（17-18 ページ）● 利害関係者との対話（19-20 ページ） 2022 年 2 月の会議で、IASB は自らの作業と ISSB の作業とをつなげることで生じる可能性の高い影響の分析について議論した（この会議については アジェンダ・ペーパー を参照）。

²⁰ [IFRS 財団「定款」](#) 参照。

2. 各国の基準設定主体との協力関係の強化

フィードバック

少数のコメント提出者は、各国の基準設定主体との協力関係を強化することによって、IASB は対応能力の制約の一部を軽減できると指摘した。特に、少数のコメント提出者は IASB が次のようにすることを提案した。

- 会計基準を採用した各国の基準設定主体と協力して、会計基準を初めて適用する人々を支援する。
- 各国の基準設定主体と協力して、会計基準の一貫した適用を支援する上でより大きな役割を果たすのを助ける。これらのコメント提出者の考えでは、いくつかの論点は一部の法域でのみ一般的であり、IASB が提供するガイダンスに基づいて各国の基準設定主体が効果的に対処することができる。
- SME 適用グループのリソース及び IFRS for SMEs 会計基準の使用が普及している法域における基準設定主体の専門知識を利用する。
- 新たな会計基準書の開発を（特にプロジェクトの研究・フェーズにおいて）支援するために、各国の基準設定主体のリソースを利用する。
- 各国の基準設定主体とのシナジーを求めるか、又は利害関係者との対話に関する一部の活動を各国の基準設定主体に委託する。これらのコメント提出者の考えでは、このアプローチは利用者が特定のトピックについて受ける多数の利害関係者との対話の要望をなくすか又は最小限にし、利用者の対応能力の制約を軽減するのに役立つであろう。

IASB の対応

各国の基準設定主体は、国際的に認められる会計基準の単一セットを開発するための IASB の作業における重要なパートナーである。IASB はすでに各国の基準設定主体との重要な協力関係（下記を含む）を有している。

- 技術的連携 — 各国の基準設定主体は、IASB の研究及び基準設定活動に次のようにして参加している。具体的なプロジェクト（例えば、採掘活動プロジェクトの一部としての研究）についての作業を通じて、また、協議文書のドラフトをレビューし、デュー・プロセス文書に対してコメントし、IASB 及びそのテクニカルスタッフと共同で、IASB の提案が彼らの法域の企業に与える影響をよりよく理解するために他の利害関係者と対話することによってである。
- 一貫した適用の支援 — 各国の基準設定主体は、会計基準の一貫した適用についての論点を IASB が識別するのを支援する。各国の基準設定主体は、委員会に提出された論点の普及度もリサーチしている。

（次ページに続く）

(続き)

2. 各国の基準設定主体との協力関係の強化

IASB の対応 (続き)

- 協議グループ、諮問機関及び各国の基準設定主体の世界的コミュニティのための年次の IASB 世界会計基準設定主体会議での各国の基準設定主体の参加
- 会計基準設定主体国際フォーラム並びに地域的なグループ及びネットワーク (アジア・オセアニア基準設定主体グループなど) への IASB の参加
- 各国の基準設定主体のスタッフの IASB スタッフへの派遣

5 ページに記載したとおり、現在この協力関係が IASB の 6 つの主要な活動のすべてを支えている。IASB は各国の基準設定主体を含む利害関係者が提供する支援を評価しており、これらの関係を深め拡大することを図る。しかし、新たな会計基準書及び会計基準の大規模修正に関して、IASB は、各国の基準設定主体との協力関係の強化は次のことに焦点を当てるべきであると考えている。

- IASB の作業の品質を、例えば、フィードバックや利害関係者との対話を通じて引き続き支援する。
- 例えば、プロジェクトの研究・フェーズの間に、IASB の基準設定を促進する。

しかし、IASB は、各国の基準設定主体のリソースは IASB が 2022 年から 2026 年の作業計画に追加できるプロジェクトの数を増加させることを可能にするものではないと結論を下した。その理由は、

- IASB は、各国の基準設定主体と他の利害関係者の両方の対応能力の制約 (IASB と対話し、提案に対する高品質のフィードバックを提供し、そうした提案から生じる変更を導入する能力に影響を与える) に留意する必要がある。少数の利害関係者からのフィードバックは、2022 年から 2026 年の期間では、提案に対してコメントし新たな要求事項を適用するための対応能力が限定的となる (特に、予想されている新たなサステナビリティ開示基準を考慮すると) ことを示している。IASB の利害関係者の多くは ISSB の利害関係者でもあるからである。
- すでに進行中のプロジェクトは、多くの研究がすでに行われており、引き続き 2022 年から 2026 年の IASB の作業計画の中心となる。

しかし、長期的には、各国の基準設定主体の支援 (特にプロジェクトの研究・フェーズにおいて) は、プロジェクトのより早い完了を可能にし、より多くのプロジェクトを将来のアジェンダ協議の一部として IASB の作業計画に追加する対応能力を提供する可能性がある。

<h3>3. 適用後レビューにおいて識別された事項に対するアプローチ</h3>
<h4>フィードバック</h4>
<p>少数のコメント提出者は、適用後レビューに関しての全般的な所見を示し、実施予定の適用後レビューについてコメントした。彼らのコメントには次のことが含まれていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IASB は会計基準の発効日のみに基づいた適用後レビューの時期に対する機械的アプローチを避けるべきである。他の少数のコメント提出者は反対の見解を有しており、IASB は適用後レビューを予定どおりに開始するか又は遅らせる場合にはその理由を明確に説明すべきであると述べている。 ● 適用後レビューは、予想されなかった適用上の課題に対処するにあたっての不必要な遅延を生じさせるべきではない。 ● 移行リソース・グループは初期の適用上の論点に対処すべきである。 ● IASB は適用後レビューの一部として識別された論点に対処するための後続プロジェクトに取り組むべきであるが、そうしたプロジェクトは大規模な概念上の変更ではなく、適時の実用的な解決策を提供すべきである。 ● 米国財務会計基準審議会（FASB）が実施したアウトリーチが実施予定の適用後レビューを加速する上で有用となり得るかどうかを評価するために、IASB は FASB がすでに進めている作業を考慮すべきである。 <p>少数のコメント提出者は、利害関係者の期待を管理するにあたり、IASB が適用後レビューの目的を明確に示し適用後レビューの結果がどのような可能性があるのか（例えば、適用後レビューが会計基準の変更を生じさせるという推定はないこと）をより適切に説明したならば有用となるであろうと述べた。</p>
<h4>IASB の対応</h4>
<p>2022 年 1 月の会議（アジェンダ・ペーパー参照）で、IASB は適用後レビューにおいて識別された事項の優先順位付けに対するアプローチ（さらにアクションを取るべきかどうか、及びその場合にはいつ行うべきか）について議論した。</p> <p>IASB は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューから生じた事項にこのアプローチを適用しており（プロジェクト報告書及びフィードバック・ステートメント「IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー」参照）、このアプローチを今後の適用後レビューに適用する²¹。</p> <p>2022 年 5 月（アジェンダ・ペーパー参照）と 2022 年 6 月（アジェンダ・ペーパー参照）に、IASB は評議員会のデュー・プロセス監督委員会と、適用後レビューの目的、プロセス及び考えられる結果を伝える方法についても議論した。</p>

²¹ <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/pir-10-11-12/pir-ifrs10-12-fbs-june2022.pdf> 参照

4. 柔軟性及び生じつつある論点
フィードバック
多数のコメント提出者は、IASBは財務報告の優先事項の変化に対して柔軟であるべきであり、生じつつある論点に迅速に対応するための対応能力を取っておくべきであると述べた。
IASBの対応
<p>アジェンダ協議はIASBの作業計画を決定する主要な手段であるが、IASBは各回の協議の間に変化する状況に応じて作業計画にプロジェクトを追加するか又は優先順位を変更することができる。例えば、IASBは2017年から2021年についての優先事項を決定した後に、作業計画に緊急のプロジェクトを追加した（Covid-19に関連した賃料減免及びIBOR改革と財務報告への影響を含む）。</p> <p>IASBは今回のアジェンダ協議の後に発生する可能性のあるいくつかの緊急を要するプロジェクト（例えば、所要の適用後レビューから生じる優先度の高い後続プロジェクト）に取り組むための対応能力を取っておいてある。</p>

5. デュー・プロセスに関連したコメント
フィードバック
<p>情報要請に対する少数のコメント提出者はIASBのデュー・プロセス（特に下記に関しての）についてコメントした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 作業計画に追加すべき財務報告の論点の優先順位を評価するための規準案（22ページ参照） ● 適用後レビュー ● 委員会のアジェンダ決定
IASBの対応
IASBはこれらのコメントについて2021年12月（ アジェンダ・ペーパー 参照）と2022年4月（ アジェンダ・ペーパー 参照）の会議で議論した。2022年5月にIASBはコメントを評議員会のデュー・プロセス監督委員会に伝えた（ アジェンダ・ペーパー 参照）。

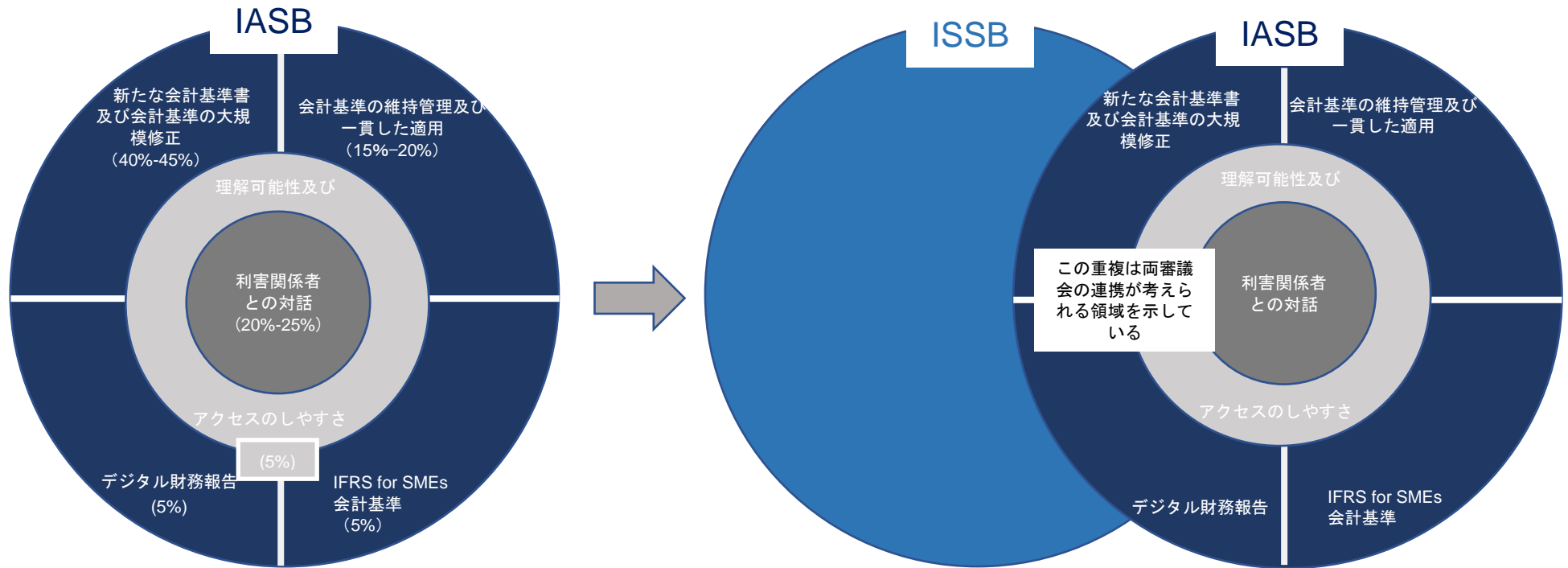
付録 A

2022 年から 2026 年の IASB の作業計画に追加すべき新たなプロジェクトについての IASB の決定の図解

リサーチ・プロジェクト・パイプライン	<p>無形資産 — このプロジェクトは IAS 第 38 号を包括的に見直すことを目指す。</p> <p>キャッシュ・フロー計算書及び関連事項 — そのようなプロジェクトのリサーチ・フェーズの一部として、IASB は、本プロジェクトは IAS 第 7 号を包括的に見直すことを目指すべきか、よりの絞った改善を行うことを目指すべきかを検討する。</p>
維持管理プロジェクト・パイプライン	財務諸表における気候関連リスク — このプロジェクトは、財務諸表における気候関連リスクの会計処理に関して、狭い範囲の対応が必要となる可能性があるかどうか、また、その場合にどのような対応が必要となる可能性があるのかを検討する。
予備リスト	事業セグメント 排出物価格設定メカニズム

付録 B

主要な活動に対する IASB の現在の焦点レベル（左図）と 2022 年から 2026 年の IASB の活動（右図）の説明図（IASB と ISSB との考えられる連携の領域（重なった円で表現されている 4 つの活動）を含む）



図は比率を表したもので
はない

付録 C

潜在的プロジェクトについてのその他の提案（アルファベット順）

この付録は次の内容を含んでいる。

- [情報要請の付録 C](#)からの潜在的プロジェクト²²
- 採掘活動プロジェクトにおける利害関係者のフィードバックからの潜在的プロジェクト²³
- 潜在的プロジェクトについてのその他の提案²⁴

提案された会計基準の修正

- 会計基準における原価の定義を一致させる。
- 投資不動産の公正価値の変動から生じる利得又は損失を純損益に表示するように IAS 第 40 号「投資不動産」の要求事項を修正する。
- 所有者としての立場での所有者との取引の会計処理を明確化する。
- IFRS 第 9 号と他の会計基準書（IAS 第 10 号「後発事象」、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」及び IFRS 第 16 号など）との相互関係を検討する。
- IFRS 第 13 号「公正価値測定」を国際評価基準とコンバージェンスさせる。
- コストなしで取得した資産について追加的な会計処理の要求事項を開発する。
- 下記についてのガイダンスを開発する。
 - IFRS 第 15 号の範囲に含まれる契約における「便宜上の解約」条項の会計処理
 - 非営利企業による会計基準の適用
 - 債権のファクタリングの報告及び開示
 - コーポレート・ラッパーを通じての資産の売却
 - 共通支配下の企業結合のプロジェクトの範囲に含まれない共通支配下の企業間の取引

(次ページに続く)

²² <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/third-agenda-consultation/rfi-third-agenda-consultation-2021.pdf#page=55> 参照

²³ 2021 年 11 月の IASB 会議のための [アジェンダ・ペーパー24F](#) フィードバックの要約—潜在的プロジェクト (パート 3) の第 6 項(b)参照

²⁴ 2021 年 11 月の IASB 会議のための [アジェンダ・ペーパー24E](#) フィードバックの要約—潜在的プロジェクト (パート 2) 参照

付録 C (続き)

提案された会計基準の修正 (続き)

- 基本財務諸表に表示された科目に基づく財務比率の標準化された開示を開発する。
- 重大な判断及び見積りについての IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における開示要求を改善する。
- IFRS for SMEs 会計基準から移行する会社に対して IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」における追加的な免除を設ける。
- 持分変動計算書についての IAS 第 1 号における要求が過剰である場合には削除する。
- IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における見積りの定義の一層の改善についてリサーチする。
- IFRS 第 16 号を US GAAP との合致を検討するためにレビューする。
- IFRS 第 2 号を具体的な論点に対処するか又はこの会計基準のより幅広いレビューを実施するためにレビューする。
- 古い会計基準を要求事項のアップデートが必要かどうかを検討するためにレビューする。
- IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項の下記に対する適用をレビューする。
 - 銀行以外の会社による動的リスク管理及び金利リスク以外のリスクについての動的リスク管理
 - 物価上昇リスクのヘッジ
 - 保険契約
- IFRS 第 10 号における連結に対するアプローチをレビューする。
- IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」における開示要求をレビューする。

(次ページに続く)

付録 C (続き)

提案された会計基準の修正 (続き)
<ul style="list-style-type: none">● 下記における要求事項をレビューする、<ul style="list-style-type: none">— IAS 第 16 号「有形固定資産」(鉱物並びに石油及びガスの開発及び生産に使用される資産の減価償却に関して)— IAS 第 33 号「1 株当たり利益」— IAS 第 36 号— IAS 第 41 号「農業」— IFRS 第 3 号「企業結合」— IFRS 第 9 号(予想信用損失から生じた金額に関するより詳細な定量的情報及び定性的情報を提供するため)● 稼得利益に含まれる発生主義で計上した項目のうち取引以外で生じた項目の財務諸表利用者にとっての有用性を明確化するためのリサーチ・プロジェクトを開始する。
拡充した開示要求を開発する提案
<ul style="list-style-type: none">● 人的資本に関して● 経営者報酬に関して● 非支配持分及び関連会社に関して● Covid-19 パンデミックの管理についての方針及び支出に関して● 重要性を決定するにあたり使用するプロセスに関して● 債券保有者及び持分保有者に関して● 外部監査人に支払った報酬に関して● リスク要因の報告に関して● 国際的な鑑定者を使用して連結財務諸表に含めた子会社、共同支配企業及び関連会社の識別を可能にするため

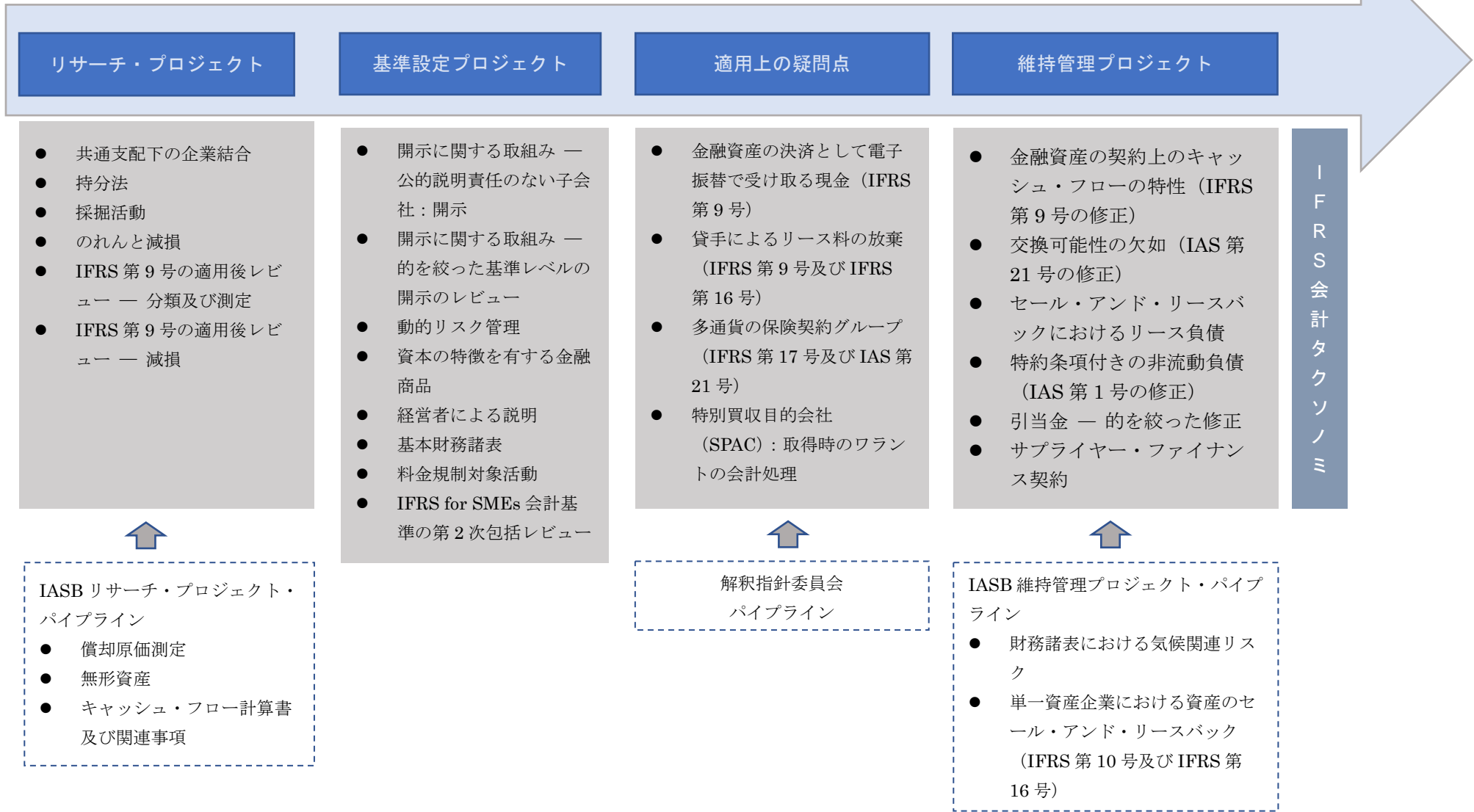
(次ページに続く)

付録 C (続き)

その他の提案

- 気候関連リスクに加え、環境・社会・ガバナンス (ESG) リスクのより幅広いスペクトラムを検討するとともに、ESG 情報の間のコネクションを検討する。
- 再生可能資源及びバイオ燃料についてのガイダンスを開発する。
- 会社による富の創出及び分配を示すための付加価値計算書についての要求事項を開発する。
- 重要性の定義の修正についての適用後レビューを実施する。
- 公正価値測定の影響についての適用後レビューを実施する。
- 「概念フレームワーク」について追加的な作業を実施する。

付録 D



IFRS 会計タクソノミ

重要な情報

このフィードバック・ステートメントは、IFRS 財団のスタッフが利害関係者の便宜のために編集したものである。この文書の中での見解は、この文書を作成したスタッフの見解であり、IASB の見解又は意見ではなく、いかなる意味でも権威あるものと考えべきではない。このフィードバック・ステートメントの内容は助言を構成するものではない。

利害関係者の便宜のため、IFRS 財団のスタッフは、2022 年から 2026 年の IASB の技術的優先事項を要約したスナップショットも編集した。スナップショットは [ここ](#) からアクセスできる。

IASB の現在の作業計画は [ここ](#) からアクセスできる。

常に最新情報を

直近の進展状況を常に入手し、電子メール・アラートにサインアップするには、我々の [ウェブサイト](#) にアクセスされたい。

コピーライト © 2022 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複製及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’、‘IASB®’、IASB® ロゴ、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、IFRS for SMEs® ロゴ、‘Hexagon Device’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所をロンドンに置いている。